

指定居宅介護支援事業所管理者 様

男鹿市市民福祉部介護サービス課

居宅介護支援事業所単位で抽出するケアプラン検証等について

令和3年9月22日付け厚生労働省通知「居宅介護支援事業所単位で抽出するケアプラン検証等について（周知）」により、下記要件に該当し市が指定するものについてケアプランの検証を行います。

記

1. 制度概要

より利用者の意向や状態に合った訪問介護の提供につなげることのできるケアプランの作成に資することを目的とし、多職種協働による検討を行い、必要に応じてケアプランの内容の再検討を促すため「指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準」に位置付けられた仕組みであり、令和3年10月1日以降に作成又は変更したケアプランのうち、市が指定するものについて届け出る。

2. 抽出要件

居宅介護支援事業所ごとに見て

- ① 区分支給限度基準額の利用割合が 7割以上 かつ
- ② その利用サービスの 6割以上 が「訪問介護サービス」

3. 検証方法

- ① 市は地域ケア会議を活用し、ケアプランについて検証する。
- ② 地域ケア会議でケアプランの見直しが必要となった場合、居宅介護支援事業所は検証対象のケアプランについて再検討するとともに、事業所内において同様・類似の内容のケアプランについても再検討する。
- ③ 居宅介護支援事業所は、再検討の結果を市へ報告する。

【留意事項】

この仕組みは、サービスの利用制限を目的とするものではありません。

担当：男鹿市市民福祉部介護サービス課
介護班
TEL 0185-24-9119